

# 主な不法無線局

## 不法市民ラジオ(不法CB)

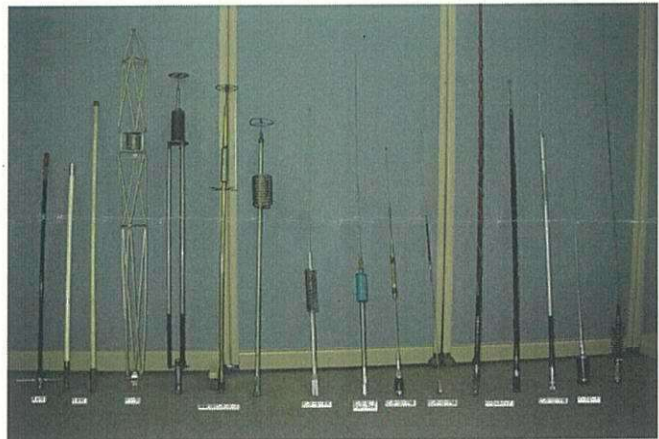
一般に電力増幅器(ブースター)を接続しており、テレビ・ラジオ、**医療機器、電化製品**等に混信妨害を与えます。



無線機



電力増幅器



## FRS/GMRSの外国規格の無線は使用不可

主に**放送業務用、防災用無線**等に混信・妨害を与えます。



## 不法アマチュア無線

**警察及び消防無線、鉄道用無線**等に混信・妨害を与えます。

アマチュア無線は、無線従事者の資格と無線局の免許の両方が必要です。



不法無線局を使うとどうなる？

**1年以下の拘禁刑**、または**100万円以下**の罰金に処せられます。

# 不法無線はみんなの迷惑 今すぐやめましょう！

不法無線の追放にご協力をお願いします

各地の公共工事現場や幹線道路等において多数の不法無線を付けた車両が確認されています

※ 公共工事については、電波法令を遵守することが受注の条件になっています。

不法無線を使うとどうなるの？

※ 不法無線局は車両に設置（開設）しただけで電波法違反となり処罰の対象になります。

不法無線は、テレビ・ラジオ、パソコンなどの家電製品をはじめ警察、消防無線や携帯電話など重要無線に障害を与え、周辺住民は大変迷惑

1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金（社会的に重要な無線通信を妨害した場合、5年以下の拘禁刑または250万円以下の罰金）

## 不法無線局の種別

### 不法市民ラジオ

免許を申請しても、免許にならない無線機で通称、CB無線と言われているものです。  
テレビ、ラジオの受信障害、電話機や家電製品の誤動作を引き起こします。

### 外国規格無線

主にインターネット販売されているFRS/GMRSの外国規格の無線は、国内では使用できない不法無線局です。放送の業務用無線等に障害を与えます。

### 当局からのお願い！

- 1 監督責任が及ぶ範囲内に、無線を設置している車両があれば無線の免許を受けているか、確認をお願いします。また、免許を受けていないときは撤去するよう指導願います。
- 2 当局の調査の結果、各工事現場や事業所において不法無線局を設置した車両の出入りが確認された場合、指導協力の依頼を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 九州総合通信局 監視調査課 096-312-8276  
(12/28~1/3及び土日祝日を除く8:30~17:15)

# そのワイヤレス機器、 電波トラブル起こしてるかも!?

—総務省九州総合通信局からのお知らせです—

総務省九州総合通信局では、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、警察や消防・救急、テレビ・ラジオ、スマートフォン・携帯電話など、社会のライフラインに使われています。電波の不正利用は社会生活に混乱を招く恐れがあります。私たちの暮らしの安心・安全のために電波はルールを守って正しく使いましょう!

電波の不正利用は、電波法違反、犯罪です。電波法には罰則があります。不法無線局を開設・運用すると1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、不法電波で重要な無線通信を妨害した場合は5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処せられます。

## [電波の3つのルール]

### ①無線機器の使用の際は「技適マーク」㊦の確認を

「技適マーク」は、国内で使用できる無線機器のほとんどに表示されています。無線機器の購入・使用の際には、十分ご注意ください。

### ②外国規格の無線機器にはご注意ください

近年、インターネット等で外国規格の無線機器が販売されています。これらの無線機器の多くは日本の電波法令に合致していないため、国内では使用できない場合があります。外国規格の無線機器を使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や技適マークを確認して購入してください。

### ③電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。また無線局の運用には、免許状の掲示や無線従事者免許証の携帯など細かなルールがあります。

特に以下の事項にご注意ください。

## ※ご注意ください

- アマチュア無線は仕事に使えません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って運用してください。
- 無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

—問合せ先—

### ■総務省九州総合通信局

HP <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8253 (受付)

○受信障害(テレビ・ラジオ)……TEL:096-326-7873

○電波利用料……TEL:096-326-7843

○その他行政相談……TEL:096-326-7819

電波のことなら  
九州総合通信局へ



デンパ君

## 広報2 (A5版)

# そのワイヤレス機器、電波トラブル起こしてるかも!?


— 総務省九州総合通信局からのお知らせです —

電波は消防、救急、放送、携帯電話など社会のライフラインに使われています。

電波の不正利用は社会生活に混乱を招く恐れがあります。

電波の不正利用は犯罪です。不法無線局を開設・運用した場合や不法電波で重要な無線通信を妨害した場合は、電波法違反で罰せられます。

電波はルールを守って正しく使いましょう!

- ① 無線機器の使用の際は「技適マーク」の確認を
- ② 外国規格の無線機器にはご注意ください
- ③ 電波の利用には、原則免許が必要です

— 問合せ先 —

### ■九州総合通信局

HP <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8253 (受付)

○受信障害(テレビ・ラジオ)……TEL:096-326-7873

○電波利用料……TEL:096-326-7843

○その他行政相談……TEL:096-326-7819

電波のことなら  
九州総合通信局へ



デンパ君

## 広報3 (最小版)

# そのワイヤレス機器、電波トラブル起こしてるかも!?

— 総務省九州総合通信局からのお知らせです —

電波は警察、消防・救急、放送、携帯電話など社会のライフラインに使われています。

電波の不正利用は社会生活に混乱を招く恐れがあります。電波の不正利用は電波法違反で罰せられます。電波はルールを守って正しく使いましょう。

— 電波のことなら九州総合通信局へ —

九州総合通信局 <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>


○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8253

○受信障害(テレビ・ラジオ)……TEL:096-326-7873

○電波利用料……TEL:096-326-7843

○その他行政相談……TEL:096-326-7819

### 【電波の3つのルール】

- ①無線機器の使用の際は技適マーク  の確認を
- ②外国規格の無線機器にはご注意ください
- ③電波の利用には、原則免許が必要です